

# 旅館・ホテル等に係る表示制度の概要

## 1. 制度開始理由と表示の目的

ホテル・旅館等は全国から集まる不特定多数の利用者が利用する就寝施設であり、建物の防火安全に関する情報を有していないことが多い。平成24年5月に広島県で発生した火災における被害拡大の要因を踏まえ、建築構造等を含めた防火基準への適合性について利用者等に情報提供し、利用者等の選択を通じて防火安全体制の確立を促すことが重要である。

建築構造等も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合しているホテル・旅館等について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため「表示」を行うものとする。

## 2. 表示制度の開始年月日

平成26年4月1日

## 3. 表示対象物

ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一(五)項イ並びに(十六)項イに掲げるもののうち(五)項イの部分が存するもの）で次の①及び②に該当するもの

①収容人員30人以上（防火管理者の選任が必要なもの）②地階を除く階数が3以上

## 4. 表示基準及び審査

防火管理等・防災管理・消防用設備等・危険物施設等・建築構造等の表示基準に適合しているかどうかを書類より審査し、必要に応じて現地調査を実施する。

（旧適マーク制度より建築基準法の防火に関する規定を広く・厳しく審査）

## 5. 表示マークの種類及び有効期間

表示マークは、有効期間に応じて2種類ある。（旧適マーク制度は、表示マークは1種類で、2年ごとに継続証を貼付。）

### ①表示マーク（銀）

表示基準に適合していると消防長又は消防署長が認められる場合に交付されるもの。

有効期間は1年間。

### ②表示マーク（金）

表示マーク（銀）が3年間継続して交付され、かつ表示基準に適合していると消防長又は消防署長が認められる場合に交付されるもの。

有効期間は3年間。



表示マーク（銀）



表示マーク（金）

## 6. 表示マークの交付

### (1) 表示マーク（銀）

消防長は、ホテル・旅館等の関係者からの申請により、表示基準に適合している場合、その旨を通知し表示マーク（銀）を交付する。継続申請の場合は、適合している旨の通知のみの交付。

### (2) 表示マーク（金）

消防長は、ホテル・旅館等の関係者からの申請により、次の基準に適合している場合、その旨を通知し表示マーク（金）を交付する。継続申請の場合は、適合している旨の通知のみの交付。

①表示マーク（銀）が3年間継続交付かつ表示基準に適合

②表示マーク（金）交付されており、交付日から3年経過前に更新申請かつ表示基準に適合

## 7. 表示マークの掲出

表示マークの交付を受けた関係者は、表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができる。（旧適マーク制度は、建物への表示マークの掲出のみ。）

## 8. 表示マークの返還

### (1) 有効期間が満了し、更新申請を行わない場合。

### (2) 有効期間中であっても、次に該当する場合

①表示基準に適合しないことが明らかになった場合

②火災が発生し、表示基準適合性調査の結果、不適合であることが確認された場合

③電子データの無断転用

## 9. 申請手順

関係者からの申請により審査を行う。

『表示マーク交付(更新)申請書』により消防長又は消防署長あてに申請⇒書類審査及び現地調査⇒表示基準に適合している場合、『表示基準適合通知書』及び『表示マーク』交付⇒消防長又は消防署長に『表示マーク受領書』を届出  
表示基準に適合していない場合、『表示基準不適合通知書』交付  
更新申請は、表示マークの種類に応じた有効期間内に行う。

(旧適マーク制度は、申請に係らず対象施設全てに対し原則立入検査を実施した。)

## 10. 表示マーク交付（更新）申請書の添付書類

(1) 現行の制度を活用し審査を行うため、次の添付書類が必要（旧適マーク制度は、立入検査を主として適合状況確認）。なお、一定期間内に消防本部又は管轄消防署に報告済みの場合など添付を省略できる場合がある。

### 添付書類

- ①防火対象物(防災管理)定期点検報告書
- ②防火対象物(防災管理)点検報告特例認定通知書
- ③消防用設備等点検結果報告書
- ④製造所等定期点検記録表
- ⑤定期調査報告書

(2) ①、⑤の対象にならないホテル・旅館等については、有資格者に防火対象物定期点検、定期調査を実施させ、その結果を添付する。

※①にあっては定期点検報告書の鑑を申請様式に「表示マークに係る防火対象物点検結果報告書」として掲載しています。

## 11. 参照

平成25年10月31日付け消防予第418号「防火対象物に係る表示制度の実施について(通知)」

平成25年10月31日付け消防予第419号「防火対象物に係る表示制度の実施細目等について(通知)」